

議案第 30 号

狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第
26 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	を
	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	
	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000	
	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000	
	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000	
	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	

」

「

239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	に改める。
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	

」

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新
条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団
員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適
用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 26 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の
適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の狭山市非常勤消防団員に
係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に
基づく退職報償金の内払とみなす。

平成26年6月9日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に鑑み、退職報償金の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。